

西宮市第二庁舎（危機管理センター）整備事業
要求水準書

平成29年9月22日

西宮市

目次

| | |
|-------------------|----|
| 第1 基本的事項 | 1 |
| 1 要求水準書の位置づけ | 1 |
| 2 要求水準書の変更 | 2 |
| 3 整備に当たっての基本的な考え方 | 2 |
| 4 本事業の概要 | 4 |
| 5 本事業の業務範囲 | 8 |
| 第2 本事業の実施に関する要求水準 | 9 |
| 1 共通的事項 | 9 |
| 2 調査・設計業務 | 14 |
| 3 既存施設の解体撤去業務 | 20 |
| 4 第二庁舎等の建設業務 | 22 |
| 5 その他関連業務 | 28 |

第1 基本的事項

1 要求水準書の位置づけ

要求水準書は、西宮市（以下、「市」という。）が、西宮市第二庁舎（危機管理センター）整備事業（以下、「本事業」という。）を実施するにあたって、市が民間事業者（以下、「事業者」という。）に要求する、教育委員会庁舎及び旧西宮区検察庁庁舎（以下、「既存施設」という。）の解体撤去、西宮市第二庁舎（危機管理センター）（以下、「第二庁舎」という。）と、既存の本庁舎地下駐車場の出庫経路を増築して第二庁舎地下駐車場に接続する地下連絡通路（以下、「地下連絡通路」という。）の実施設計や建設業務等の水準を示すものである。（以下、「第二庁舎」と「地下連絡通路」を総称して「第二庁舎等」という。）

（1） 要求水準書の構成

ア 本要求水準書

イ 基本設計図書（別添資料6）

- ・ 基本設計説明書
施設整備にあたり、市が求める設計品質、実施設計の業務品質、建設工事の施工品質に対する最低限の品質や性能を示すものである。
- ・ 基本設計図
基本設計説明書に基づいて、市が予定している具体的設計内容を示すものである。
- ・ 各室諸元表
諸室及び諸室の設備が備えるべき、最低限の機能、性能を示すものである。
- ・ 什器・備品リスト
諸室の什器・備品の数量及び基本的な仕様を示すものである。

2 要求水準書の変更

(1) 本市による変更

市は、本事業の期間中に、法令等の変更、災害の発生、その他特別の理由による業務内容の変更の必要性により、要求水準書の見直し及び変更を行うことがある。要求水準書の変更に伴い、事業者が行う業務内容に変更が生じるときは、請負契約書の規定に従い所定の手続きを行うものとする。

(2) VE 提案による変更

本事業においては、入札前に、VE 提案実施要領に基づき、基本設計に示された内容に対して変更提案（以下、「VE 提案」という。）をすることが出来る。

事業者は、VE 提案を行う場合には、「第 1. 3 (2) 施設計画の基本コンセプト」や「基本設計の協議記録」の内容を踏まえて、基本設計意図をよく理解した上で、実施すること。

市が各 VE 提案の適否を判定し、適当と確定された事項については、基本設計に示された内容を変更することが出来る。

3 整備に当たっての基本的な考え方

(1) 事業目的

本庁舎周辺では、公共施設が点在し機能が分散化していること、老朽化により耐震性・機能性に課題を抱えていることなどから、第二庁舎の整備を契機に庁舎機能の集約化と効率的な再配置を行うことが求められている。

そこで、第二庁舎等の整備を契機として、市民ニーズに対応した的確な情報・行政サービスの提供や、市の防災・危機管理の中核拠点として、巨大地震や台風・集中豪雨など近年頻発している自然災害をはじめ、様々な危機事案に対する防災・危機管理の対応力と業務継続力の向上を図ることを目的とする。

(2) 施設計画の基本コンセプト

第二庁舎整備に当たっては、以下の 3 点を基本コンセプトとする。

ア シンプルで機能的な平面プランとフロア構成

災害時に活動しやすいシンプルで機能的な施設構成が求められることから、平面構成としては、中央に直線状の廊下を配置する「中廊下型」プランとして（一部フロアを除く）、業務の効率化と動線の短縮を図る。

また、垂直動線は、西側を来庁者・職員用、東側を消防活動用として明確に区分し、市民利用の利便性と消防活動動線の確保の両立を図る。

平常時は通常業務の連携・効率化を図り、災害発生時には、災害対策本部機能、消防本部機能、災対技術局機能（上下水道局・土木局・都市局）、情報セキュリティ機能（総務局情報管理部）が緊密に連携し、迅速・的確に災害対応業務を行うことができるシンプルで機能的なフロア構成・動線計画とする。

イ 大規模災害時にも機能する安全性の高い施設計画

市域へ最も大きな被害をもたらす地震想定である上町断層帯地震（M7.5/直下型）、と南海トラフ（M9.0/海溝型）の想定震度である震度 6 弱から震度 6 強の地震動に加え、六甲・淡路島断層帯主部六甲山南縁-淡路島東岸区間の地震（M8.0）があっても、防災・危機管理の中核拠点としての機能を確実に維持する必要があるため免震構造を採用する。

また、洪水ハザードマップより国道 2 号北側からの浸水（0.5m 未満）想定があることから、建物 1 階の床レベルを国道 2 号より 900mm 程度高く設定するなど、想定外の河川の氾濫に対応した浸水対策を行う。

さらに、災害時にも庁舎機能を継続できるよう、通信設備や電気設備等の重要設備を上層階に配置し、免震構造で保護された安全性の高い計画とし、ライフライン（電力・通信・給排水）の多重化や、非常用発電設備・非常用排水槽の設置、中圧ガスを利用した発電設備の採用等により、周辺施設の損傷機能の補完も行う。

ウ 環境にやさしい長寿命化に配慮した施設計画

大規模災害時にも十分な機能を発揮することが求められること、24 時間稼働ゾーンがあること等の特性を踏まえ、環境面において、平常時の節電・省エネ（eco）と大規模災害時の業務継続（BCP）を両立する合理的な建築プラン・設備システムを構築し、最小のエネルギーで最高の機能を発揮できる庁舎づくりを目指す。

また、建物を長く使い続けられるよう、オープンフロアの執務空間や、ゆとりある設備スペースを確保し、将来の組織の改編や設備機器の改修・更新にも柔軟に対応できる「対応力」の高い施設づくり（長寿命化）を目指す。

（3）発注方式 ～ 基本設計先行型の設計・施工一括発注方式の採用

基本設計先行型の設計・施工一括発注方式にて、実施設計と施工を包括して行うことにより、実施設計段階から免震技術を有する施工者が設計に関与し、施工者の有する技術を有効活用すると共に、部材や材料の選定、施工方法（第二庁舎等の施工計画を考慮した、効率的な既存施設の解体撤去の実施等）、工程管理の最適化によるコスト縮減効果、工期短縮を図る。

4 本事業の概要

(1) 本事業の概要

市と契約を締結した事業者は、本事業用地に存する既存施設を解体撤去し、第二庁舎を整備する。なお、地下連絡通路は、既存の本庁舎地下駐車場出庫経路を増築して、第二庁舎地下駐車場に接続するものとする。

ア 既存施設の規模

| | 棟名称 | 規模 | 施設概要 |
|--------------|------|-------------------------|-------------------------|
| 会庁舎 教育委員 | 庁舎 | 2,267.41 m ² | RC造・地上3階地下1階 (一部S造) |
| | 附属施設 | — | 受水槽、消火水槽、 自転車置き場(上屋) |
| 察庁舎 旧西宮区検 | 庁舎 | 272.69 m ² | RC造・平屋 |
| | 附属施設 | — | 自転車置き場(上屋)、物置 |

イ 第二庁舎等の整備内容

本事業において新たに設計・建設する第二庁舎等の整備内容に関する詳細は、別添資料6「基本設計図書」を参照すること。

| | 施設等名称 | 規模 | 施設概要 |
|--------|----------------------|---------------------------------|--|
| 第二庁舎 | 庁舎本体 | 延床面積 約 16,507 m ² | 地上12階地下1階 中間層免震構造 |
| | 附属施設 | 約 84 m ² | 自転車駐車場 |
| | 外構 | | |
| | その他 | | <ul style="list-style-type: none"> 市道西268号の幅員6m確保 車両出入りの為の国道2号と市道幹16号の歩道切り下げ、標識柱の移設 既存施設の解体撤去に先行して実施する各種電気ケーブル迂回等 |
| 地下連絡通路 | 連絡通路本体 | 約 270 m ² | |
| | 六湛寺公園現状復旧及び市道西268号復旧 | 約 700 m ² | |
| | その他 | | 地下連絡通路整備の着手に先行して実施する電柱移設、上水・汚水・雨水・ガス管移設等 |

(2) 本事業の実施手順

事業者は請負契約締結後、第二庁舎等の実施設計及び必要な調査・許認可申請手続きを進めると共に、既存施設の解体撤去を行う。

既存施設等の解体撤去後、第二庁舎等の整備に着手する。

地下連絡通路の整備については、宮水取水時期に配慮し、平成31年3月から平成31年9月末まで又は平成32年3月から平成32年9月末までに実施すること。

第二庁舎の整備及び関連事業との連絡・調整を完了させたいうで、平成33年2月末までに第二庁舎等の建設業務を完了すること。

第二庁舎等の建設業務完了後、什器備品調達・設置を行い、平成33年3月末までに第二庁舎等の引渡を行うこと。

その他関連業務の全てを平成33年6月末までに行う。

(3) 本工事のスケジュール

- 本工事のスケジュールは「事業工程表」に示す時期を概ねの目安とするが、以下に示す条件を遵守することを条件として、変更は可能とする。また、最終の第二庁舎等引渡し時期を前倒しする提案も可能とする。

| | |
|------------------|---|
| 既存施設の解体撤去着手可能時期 | 旧西宮区検察庁庁舎：平成30年4月以降 教育委員会庁舎：平成30年6月1日以降（ただし地下部分の撤去にあたっては基本的に宮水取水時期を除くものとし、宮水保存調査会との協議により適切に行うこと。） |
| 宮水取水時期に配慮が必要な期間 | 各年10月～3月 |
| 地下連絡通路の整備 | 平成31年9月末まで（事業者提案により平成32年9月末までの整備を可とする。ただし平成31年又は平成32年のいずれに整備する提案であっても、毎年10月末開催予定の「にしのみや市民祭り」会場として同公園を安全に利用できる状態に整備すること。また、宮水取水時期に配慮すること。ただし、芝生の撤去・復旧は市が別途工事で発注する予定） |
| 関連事業との連絡調整 | 第二庁舎等の引渡しまで |
| 第二庁舎等の工事完成の市への通知 | 平成33年2月末 |
| 什器備品調達・設置 | 第二庁舎等の引渡しまで |
| 第二庁舎等の引渡し | 平成33年3月末 |
| 資料等の作成 | 平成33年6月末まで |

(4) 敷地の現況

ア 敷地状況

第二庁舎の計画敷地は、本庁舎東側の教育委員会庁舎と取得済の西宮区検察庁跡地(計約 2,460 m²)とする。

計画敷地は、本庁舎・東館・市民会館や西宮簡易裁判所などの公共施設が集積する地域にあり、西側は市道幹 16 号線(市役所前線)を挟んで市役所本庁舎に對面し、東側は簡易裁判所に隣接している。南側は市道西 268 号線を挟んで都市計画公園である六湛寺公園に面し、北側は災害時の緊急輸送道路に指定されている国道 2 号に面している。

また、地下連絡通路は第二庁舎計画敷地南側の市道西 268 号線と六湛寺公園を横断するものとする。



イ 地盤状況

「地質調査報告書」を参考資料として、第二庁舎等の設計に必要な追加調査を行うこと。

ウ 地中埋設物状況

工事対象用地内にある地中埋設物（擁壁、埋設配管等）は、本事業範囲として撤去処分を行うこと。

ただし、一般的に建物に付随する雨水管、污水管、桝等以外で、既存解体図面等から予見できない地中埋設物があった場合、その措置及び費用については合理的な範囲で市の負担とする。

エ インフラ整備状況

上水、下水、ガス、電力のインフラより敷地内への引き込み計画は、別添資料 6「基本設計図書」に明示する。

オ 電波障害状況

既存施設の解体撤去後と第二庁舎の竣工後に、電波障害状況について必要な調査を実施し、報告書を市に提出すること。

要求水準書で規定された内容により、電波障害が発生した場合には、その措置及び費用については市の負担とする。ただし、事業者提案に基づく内容による場合には事業者の責により必要な対策を行うこと。

カ 周辺道路状況

敷地の前面道路は以下のとおりである。

- ・北側 国道 2 号 （幅員 28m）
- ・西側 市道幹 16 号線 （市役所前線・幅員 15m）
- ・南側 市道西 268 号線 （幅員 6m）

キ 敷地内既存施設の使用期間

敷地内の既存施設の利用予定期間は以下のとおりである。市と協議の上、施設の利用に影響のない範囲での調査等を行うことは可とする。

- ・教育委員会庁舎 平成 30 年 5 月 31 日（木）まで

5 本事業の業務範囲

本事業の業務範囲は下記の通りとする。

(1) 調査・設計業務

- ア 現地調査（電波障害調査、周辺家屋影響調査、地下水影響調査、消防・防災無線伝播調査、敷地測量（事後）、その他事業者が必要と判断して行う調査）
- イ 既存施設の解体撤去に関する設計
- ウ 第二庁舎等の整備に関する実施設計

(2) 既存施設の解体撤去業務

(3) 第二庁舎等の建設業務

- ア 第二庁舎の建設工事
- イ 地下連絡通路の建設工事（市道西 268 号、六湛寺公園現状復旧を含む）

(4) その他関連業務

- ア 関連事業との連絡調整
- イ 什器備品調達、設置
- ウ 資料等の作成

第2 本事業の実施に関する要求水準

1 共通的事項

(1) 適用法令等

本事業の実施にあたっては、以下の法令及び関連施行令、施行規則、条例、規則、要綱等を遵守すること。なお、下記に記載が無くとも、本事業を行うにあたり適用される関係法令及び関係条例、施行令、施行規則等がある場合は遵守すること。

ア 建設関連

都市計画法

建築基準法

消防法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

電波法

水道法

下水道法

電気事業法

ガス事業法

道路法

景観法

屋外広告物法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

建設業法 ほか各種業法、資格法、労働関係法

兵庫県建築基準条例

兵庫県福祉のまちづくり条例

兵庫県総合治水条例

開発事業等におけるまちづくりに関する条例

西宮市火災予防条例

西宮市都市景観条例

西宮市屋外広告物条例

西宮市水道事業給水条例

西宮市下水道条例

イ 環境関連

騒音規制法

振動規制法
水質汚濁防止法
大気汚染防止法
土壌汚染対策法
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）
エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
地球温暖化対策の推進に関する法律（温暖化対策推進法）
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB廃棄物特別措置法）
兵庫県環境の保全と創造に関する条例
西宮市環境基本条例
西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
西宮市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例

（２） 適用基準等

本事業の実施にあたっては、以下の基準等を遵守、又は必要に応じて参照すること。また、基準等について、改訂等がなされた場合は最新版に従うこと。なお、下記に記載がない仕様書、基準等においても市が必要と判断する場合はこれを遵守すること。

ア 設計基準

建築設計基準及び同解説（建設省大臣官房官庁営繕部監修）
建築構造設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
建築設備計画基準（建設省大臣官房官庁営繕部監修）
建築設備設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
構内舗装・排水設計基準及び同解説（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）

イ 標準仕様書・標準図

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
建築工事標準詳細図（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）

公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
敷地調査共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修）
建築設備設計基準及び同解説
建築設備耐震設計・施工指針

ウ その他

公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
公共建築工事積算基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
公共建築数量積算基準
公共建築工事内訳書標準書式（建築工事、設備工事）
官庁施設の総合耐震計画基準
官庁施設の環境保全性基準
官庁施設の防犯に関する基準
建築工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（建設省経建発第1号）
建設副産物適正処理推進要綱（建設省経建発第3号）
津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について（技術的助言）（平成23年11月17日 国住指第2570号）
西宮市設計図書作成基準
西宮市指導要綱他
その他関連要綱・各種基準等

（3） 監督員の指示

本事業の実施を通じ、市が本事業の履行を監督する者として定めた職員（以下、「監督員」という。）の指示に従い円滑に業務を遂行すること。

（4） 関係官公庁等への届出手続き

本工事及び解体工事に必要な関係官公署その他関係機関への協議、報告、各種許認可、申請業務及び届出手続きを行うこと。

関係官公署への届出手続きなどに当たっては、届け出内容などについて、あらかじめ監督員に報告し、承諾を受けること。

関係官公署などへの届出手続きなどに係る必要な費用は、事業者の負担とする。（免震構造の性能評価、大臣認定、計画通知、危険物申請等に係る手数料を含む。）

第二庁舎へのインフラ（電力・給水・ガス等）の引込に関する負担金は市が負担する。ただし、第二庁舎等の整備に伴い支障となる既設インフラの移設や迂回に伴う費用は、事業者の負担とする。

事業者は、関係官公署等と協議等を行った場合は、速やかに協議記録を作成し、監督員に提出すること。

（５） 打合せ及び記録

事業者は、本事業を適正かつ円滑に実施するため、監督員と密接に連絡を取り、十分に打ち合わせを行うこと。

事業者は、監督員から進捗状態などの報告を求められた場合は、速やかにこれに応じること。

事業者は、監督員と打合せを行った場合は、その都度、打合せ記録を作成し、監督員の確認を受けること。

（６） 検査・引渡し

ア 完成検査

事業者は、第二庁舎等の建設業務の完了後（各法令に基づく完了検査を含む）、工事完成を市に通知すること。その後、本工事が完了したことを確認するために監督員の下検査を受けること。手直し確認後、市管財部技術管理課（以下、「技術管理課」という。）の工事完成検査を受け、合格すること。

なお、施工中においても、西宮市工事検査規定に基づき、技術管理課の随時検査（工事の施工工程において技術管理課及び工事担当課長が特に検査の必要があると認められた時に行う検査）及び部分完成検査又は出来高検査を受けること。

イ 引渡し

事業者は、完成検査に合格したときは、本市の指示に従い、平成 33 年 3 月末までに工事目的物を引き渡さなければならない。

なお、什器・備品の設置は、第二庁舎等の建設業務完了後、引渡しまでに行うこと。

引渡しに際し、施設管理者などに機器の取扱い、操作方法などの指導に必要な技術者を派遣し、説明を行うものとする。同説明内容については「総合維持管理業務仕様書」（書式については、国土交通省「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」による。）として書面にわかりやすくまとめること。

ウ 予定工程表等

事業者は、契約締結後、業務着手から業務完了までの全予定工程表を市に提出すること。提出した予定工程表を変更する必要がある場合は、監督員に報告するとともに、業務に支障がないよう適切な措置を講じること。

エ 提出書類

事業者は、本市が指定した様式により、関係書類を遅滞なく提出すること。その場合の部数は監督員の指示による。市で様式を指定していないものは、事業者において様式を定め、監督員の確認を受けること。

2 調査・設計業務

(1) 現地調査

事業者は、都市計画や建築に関する法令、その他関連する法令、制度及び制約条件を調査し、要求水準書等の内容に即した詳細な調査を行うほか、必要に応じて所管の行政庁等から情報収集を行い、実施設計上の対応方針を検討し、実施設計図書に反映させるものとする。

ア 電波障害調査

事業者は、その責任において、本工事に伴うテレビ電波障害の事前及び事後調査を実施することとし、業務内容は以下とする。

- ・ 電界強度測定車による電界強度測定
- ・ ポイント調査：50 ポイント以上
- ・ 1 ポイントの測定内容は下記の9波（地上デジタル放送）とする
 - ・ 大阪局7局（NHK 総合大阪、NHK 教育、毎日テレビ、朝日テレビ、関西テレビ、読売テレビ、テレビ大阪）
 - ・ 神戸局2局（NHK 総合神戸、サンテレビ）
- ・ 実施時期：第二庁舎の工事着手前（既存施設の解体撤去後）及び竣工後（平成33年度中）
- ・ 提出書類：電界強度測定報告書2部

イ 周辺家屋影響調査

事業者は、その責任において、周辺家屋の事前及び事後調査を専門コンサルタントにて実施すること。調査対象範囲及び業務内容は「周辺家屋調査仕様書」を参照すること。

ウ 地下水影響調査

市は平成29年度に先行して工事期間中の地下水への影響を調査するため、観測井の設置・観測を実施する予定である。

事業者は、平成29年度に市が設置した観測井（以下、「既設観測井」という）を用いた観測を、事業期間中継続して実施すること。

また、本事業実施に関連して、平成30年度以降第二庁舎敷地内に追加で観測井（以下、「新設観測井」）を事業者の費用負担により設置すること。

事業者は、既設観測井戸及び新設観測井戸を用いた観測を、事業期間中継続して実施すること。調査内容は「地下水影響調査仕様書」を参照すること。

なお、地下水影響調査の実施にあたっては、宮水保存調査会とも協議を行いながら進めること。

エ 消防・防災無線伝播調査

事業者は、その責任において消防局、防災危機管理局と調整のうえ、工事で使用する揚重機を用いて調査を実施すること。業務の実施については、「消防・防災無線伝播調査仕様書」に基づくものとする。

オ 敷地測量（事後）

事業者は、その責任において敷地南側の道路拡幅部分の分筆登記に必要な敷地測量を、平成33年6月末までの適切な時期に実施すること。業務の実施については、最新版の「敷地調査共通仕様書（国土交通省官庁営繕部）」に基づくものとする。

カ その他事業者が必要に応じて実施する各種調査

上記ア～オに示す調査以外で、事業者が必要と判断して行う調査は、事業者の負担において実施すること。（事前敷地測量、地質調査、地中障害物調査等）

(2) 既存施設の解体撤去に関する設計

- ・ 事業者は、「第2.3. 既存施設の解体撤去業務」のために必要となる事前調査、解体撤去工事に係る設計を行うこと。
- ・ 解体撤去工事にあたり、目視や関係機関への照会等により事前調査が必要であれば適宜実施し、解体撤去工事の設計に反映させるとともに、同設計及び施工計画書について市の確認を受けること。
- ・ 旧西宮区検察庁庁舎については、過去に別途市が実施した「解体工事積算業務」の数量調書を貸与する。

(3) 第二庁舎等の整備に関する実施設計

ア 実施設計業務

- ・ 事業者は関係法令及び各種適用基準に基づいて業務を実施するとともに、「(4) 留意事項」を遵守して実施設計書を作成すること。
- ・ 設計図書の作成に際しては、最新版の「西宮市設計図書作成基準」及び「建築設備設計基準」等を遵守すること。
- ・ 実施設計段階から、宮水保存調査会と協議を行いながら実施設計を進めること。市が別途発注予定の「ガス引込みに伴うエネルギーサービス事業」で整備する「ガスコージェネレーションシステムの整備および本庁舎側への排熱利用配管、本庁舎側の配管経路の既存改修」の実施設計は本業務に含む。
- ・ 事業者は、作成した実施設計図書を「添付8 ガス引込みに伴うエネルギーサービス工事区分表」に基づき、エネルギーサービス事業者と調整のうえ区分けをすること。

イ 積算業務

- ・ 積算業務は、市の確認した実施設計書に基づき、最新版の「公共建築工事積算基準」に準じて作成することを基本とする。ただし、内訳書の作成要領や端数処理等は、必要に応じて市と協議すること。

ウ 設計段階における許認可及び各種申請等の行政手続き

- ・ 事業者は、計画通知ほか各種申請業務を行い、申請手続きに関する関係機関との協議内容を市に報告するとともに、各種許認可等の書類の写しを市に提出するものとする。また、申請に必要な手数料は事業者の負担とする。

- ・ 各種許認可申請に適合させるための別添資料6「基本設計図書」からの調整は事業者の業務範囲とする。ただし、許認可申請に必要な仕様等と要求水準書及び別添資料6「基本設計図書」の内容に著しい不一致が発生する場合は、市と協議すること。
- ・ 「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」の開発事業計画書の申請及び協議は事業者が行う。ただし、第二庁舎の開発事業概要書の提出は、平成29年9月4日に市が行っており、第二庁舎の開発事業概要審査結果通知以降の手続きと地下連絡通路の簡略協議（開発事業等におけるまちづくりに関する条例施行規則第23条）を事業者の業務範囲とする（開発事業概要審査結果通知の庁内各課からの審査回答事項については、入札公告後に参考資料として貸与する）。

（4）留意事項

ア 基本設計を遵守する事項

- ・ 事業者は提案書に基づき、別添資料6「基本設計図書」に示す内容について、意匠・構造・電気設備・機械設備（昇降機を含む）・外構の各要素についてデザインと技術の両面にわたり細部の検討を行うこと。
- ・ 実施設計の検討にあたっては、別添資料6「基本設計図書」に記載された内容の品質・性能以上であること、「第1.3（2）施設計画の基本コンセプト」の実現に資することに留意して実施すること。
- ・ 設計条件については、原則として別添資料6「基本設計図書」を遵守すること。別添資料6「基本設計図書」の記載内容の品質・性能以上であると市が認める場合には、変更を可とする。
- ・ 什器・備品の基本的な仕様（寸法・材質等）は、什器・備品リストに基づくものとするが、同等以上の性能を有すると市が認めることを前提として、什器・備品の仕様変更は認める。
- ・ 地震波については、契約後の実施設計段階において事業者が再検証を行い、より合理的な構造計画が実現可能と判断できる場合は、実施設計条件としての採否について市と協議を行うこと。
- ・ なお、市と協議のうえ、再検証による地震波を採用することとなった場合においても、超高層免震構造による性能評価および大臣認定の取得など、必要となる手続きについては事業者の責任及び費用負担により適切に行うこと。

イ VE提案に関する事項

- ・ VE提案により採用が認められた提案については実施設計に反映できるものとする。

- ・ VE 提案により変更された設計内容及びその変更が影響を及ぼす部分についての品質保証など一切の責任は事業者が負うものとする。
- ・ 請負契約締結後、VE 提案が実施できない場合の定めについては、別添資料 4「請負契約書（案）」を参照すること。

ウ その他

- ・ 事業者は、市に第二庁舎等に対する要望を確認しつつ実施設計を進めること。
- ・ 事業者は業務の詳細及び当該工事の範囲について、市と連絡を取りあい、かつ十分に打合せをして、業務の目的を達成すること。
- ・ 事業者は業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに市に、設計図書等提出するなどの中間報告をし、十分な打合せを行うこと。
- ・ 事業者は、定期的に当該業務の進捗状況及び内容について市に報告し、市及び関係部署と協議等を行った際には協議録等を作成し、市に提出すること。
- ・ 事業者は、法規制やインフラ等の諸条件については、官公庁等で事前に調査のうえ、必ず市に確認すること。また、協議録等を作成し、市に提出すること。
- ・ 実施設計書には、市が指定する特記仕様書を添付するものとするが、特許工法や特殊な工法においては、事業者は独自に特記仕様書を作成し、市の承諾を受けること。
- ・ 要求水準書及び別添資料 6「基本設計図書」等に示す内容に誤謬又は脱漏がある場合は、市と協議すること。協議の結果、対応に伴い増加費用が発生する場合の取り扱いについては請負契約書に定める。

(5) 書類の提出

- ・ 事業者は、各段階において遅滞なく下記の書類を提出し、市の承諾を受けること。

ア 業務着手前

- ・ 事業者は、「事業者が提出する書類」に掲げる書類のうち実施設計業務に係る書類を、請負契約締結後すみやかに市に提出すること。提出時期については、市の指示に従うこと。

イ 業務完了時

- ・ 事業者は、「実施設計業務に係る成果品」に掲げる成果品一式を、市に提出すること（既存施設の解体撤去工事着手時には、当該部分の設計成果品を先行で市に提出することとする）。

- ・ 実施設計が完了し、市の実施設計書の内容についての確認および確認済証の交付を受けたのち、すみやかに「事業者が提出する書類」中の実施設計完了届を市に提出すること。
- ・ 実施設計書の様式、書式については事前に市の確認を得ること。
- ・ 電子納品については、「西宮市営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（業務編）」に従うこと。

(6) 市が別途契約する実施設計監修者との連絡調整

- ・ 事業者は、実施設計業務期間中、市が別途契約する実施設計監修者との連絡調整を行い、基本設計意図を踏まえた実施設計図書を作成するよう留意すること。
- ・ 事業者は、市又は実施設計監修者の求めに応じて、随時、実施設計業務に関する説明を行うこと。

3 既存施設の解体撤去業務

(1) 業務内容

- ・ 事業者は、「第1.4(1) 既存施設の規模」に示す解体撤去の対象となる建物を、適切な時期に解体撤去すること。なお、「第1.4(1) 既存施設の規模」の記述は、主要な施設の概略を示したものであり、詳細は現況図及び現地にて確認を行うこと。(現況図と現地が不一致の場合は、現地を正とする。)
- ・ 解体撤去の対象は、基礎、上屋(上屋内残置物を含む)、設備配管類、擁壁、舗装、側溝、看板、樹木、植栽等の一切とし、地中埋設物を含む。また、第二庁舎等の整備に支障となる全ての部分を含む。

(2) 留意事項

- ・ 解体工法は、周辺への騒音・振動負荷を軽減できる工法とし、油圧破碎機を用いた圧砕工法又は当該工法と同等以上の効果が期待できると市が認める工法を採用すること。使用重機は低騒音・低振動型とし、経年劣化のない重機を使用すること。
- ・ 解体時におけるコンクリート及び解体材料等の破片や粉塵の飛散を防止するため、防音パネルによる養生、散水等の処置を講じること。
- ・ 解体材は全て場外搬出し、場内での焼却処分は一切行わないこと。
- ・ ガス、水道、電気、電話、排水管等の設備については、工事着手前に調査をするとともに、各関係機関と連絡調整を行い、十分注意のうえ、解体撤去を行うこと。
- ・ 解体撤去に伴い、予期されない地下埋設物などが出た場合は、市と協議し、指示を受けること。
- ・ 「建築副産物適正処理推進要綱」(平成14年建設経建発第333号)及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずること。
- ・ 本工事により発生するアスファルト塊・コンクリート塊等の産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。
- ・ 事業者が、産業廃棄物の収集・運搬又は処分を処分業者に委託する際は、書面による委託契約とすること。その際、廃棄物処理の全課程を確認するために、事業者はマニフェストシステムを採用すること。
- ・ 産業廃棄物の処理に際しては、処理計画書等を作成し、市の承諾を受けること。
- ・ 事業者は産業廃棄物の搬出に伴い、処分地を随時現地確認すること。アスファルト塊・コンクリート塊及び木材の処分地は再資源化を行っている中間処理場とす

る。

- ・ 事業者は既存施設の解体撤去に先立ち、適切な時期に、アスベスト含有材使用状況調査を実施し、その結果を市に報告すること。調査の結果、アスベストの使用が認められた場合は、市と協議のうえ、「大気汚染防止法」「石綿障害予防規則」及び「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」等に基づき、事業者の責任において適切に処理を行い、石綿の飛散防止対策等の実施内容について掲示を行うこと。なお、使用状況調査と非飛散性アスベストの処理費用は入札金額に含むものとする。
- ・ 市の事前の調査で、既存施設において飛散性アスベストの使用を確認している（「既存施設アスベストについて」を参照すること）。市で把握している飛散性アスベストの処理費用は入札金額に含むものとし、それ以外の処理費用については、入札金額に含めず合理的な範囲で市が負担するものとする。
- ・ 事前調査の結果、PCB を使用した電気機器が確認された場合、市の指示に従い、市が指定する場所に移送する等の適切な処置を行うこと。PCB を使用していないことが確認された電気機器については、市の承認を得た上で、事業者の責任で適正に処分すること（なお、教育委員会庁舎については、PCB 使用機器の移設を完了している）。
- ・ パッケージエアコン等の業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）撤去の際は、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」に基づき、フロン回収工程管理表を提出すること。また、ルームエアコンについては「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」に基づいて処理を行うこと。
- ・ 既存施設の地下部分の解体撤去にあたっては、宮水保存調査会との協議により行うこと。

（3） 確認及び書類の提出

- ・ 事業者は、解体撤去工事の着手前に、工事着手届、工程表及び解体撤去工事に係る部分の設計図書、工事内訳明細書、施工計画書を市に提出し、市が要求したスケジュール等に適合していること及び要求水準等が反映されていることの確認を受けること。
- ・ 解体撤去工事の完了時は市へ報告し、随時検査を受けること。なお、随時検査時に、地中埋設物等の撤去の完了確認の為に、つぼ掘り程度を指示する可能性がある。

4 第二庁舎等の建設業務

(1) 第二庁舎の建設工事

- ・ 事業者は、各種関連法令及び適用基準等を遵守し、本要求水準書、入札書及び提案書並びに実施設計業務にて作成した実施設計書に従って、第二庁舎建設工事を実施すること。
- ・ 第二庁舎建設工事の対象は建築工事、電気設備工事、機械設備工事（昇降機を含む）及び第二庁舎周辺の外構工事、サイン工事、その他関連工事とする。
- ・ 事業者は、既存施設の解体撤去及び第二庁舎等の整備に先行し、工事過程で支障となるインフラ設備の先行工事を実施すること。
- ・ 事業者は実施設計図書に従い、歩道切下げ等の関連工事を実施すること。工事の実施にあたっては、道路管理者等と打合せを行い、歩道切下げに伴う標識の移設などについても適切に実施すること。

(2) 本庁舎との地下連絡通路の建設工事

- ・ 事業者は、本要求水準書、入札書及び提案書並びに実施設計業務において作成した実施設計に従って、本庁舎との地下連絡通路の整備を行うこと。
- ・ 地下連絡通路整備期間中に周辺施設でのインフラの供給停止がないよう十分に配慮すること。短時間の供給停止が必要な場合は、市と協議のうえ、供給停止期間・供給停止範囲等の調整を行うこと。
- ・ 市道西 268 号の工事の実施にあたり、止むを得ず、車両・歩行者の通行止め等の交通規制を行う場合には、道路管理者および所轄警察署と十分に協議のうえ、道路利用者の安全性・利便性の確保に配慮した計画にすること。
- ・ 事業者は、地下連絡通路整備にあたって、工事期間中の配慮事項や六湛寺公園現状復旧のための整備要件等について、道路管理者や公園管理者と協議・確認の上、適切に実施すること。
- ・ 毎年 10 月末開催予定の「にしのみや市民祭り」会場として六湛寺公園を安全に利用できる状態に現状復旧を完了し、公園管理者の確認を受けること。現状復旧のための整備要件等について、公園管理者と協議・確認の上、適切に実施すること。
- ・ 六湛寺公園内の芝生については、撤去・別敷地での芝生養生・復旧を別途工事で発注する予定の為、その受注業者との調整も行うこと。

(3) 留意事項

ア 一般的事項

- ・ 工事中の仮設物に対する電波障害対策工事が必要となった場合は、事業者の責任及び費用において速やかに実施すること。
- ・ 第二庁舎等の整備において必要となる電柱・ケーブル等の移設協議及び手続きを実施すること。なお、これに伴う移設費は事業者の負担とする。
- ・ 第二庁舎等の整備において支障となるため一時的に撤去したものは、事業者の責任において復旧すること。
- ・ 市は、必要と認めた場合は実施設計の変更を行うことができるものとする。この場合の手続き及び費用負担等は請負契約書で定める。

イ 工事に伴う近隣対策等

- ・ 事業者は、自己の責任において、騒音、悪臭、振動、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞、その他工事により周辺住民の生活環境に与える影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施するものとする。また、周辺住民からの工事期間中の周辺対策要望に対しても、必要性を十分に検討したうえで対策を講じること。ただし、周辺住民の生活環境に与える影響の要因が、施工者による工事方法等によるものでなく、別添資料6「基本設計図書」記載の諸条件によることが明らかかな場合は、その因果関係を判断可能な調査報告書を作成の上、市に報告すること。
- ・ 施工方法及び工程計画は、近隣及び工事に際し影響がある関連機関等に対し事前に周知すること。
- ・ 隣接する物件や道路等の公共施設等に損傷を与えないよう留意すること。万一、工事中に汚損、破損した場合、事業者の責任及び費用において補修、補償等を行い、公共施設の場合は管理者の承諾を得ること。
- ・ 近隣への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を市に報告すること。
- ・ 施工時においても市及び近隣住民等から第二庁舎建設工事に対して要望があった場合、可能な範囲で対応に努めること。

ウ 非構造部材の耐震対策

- ・ 大地震時においても安全な執務空間や避難経路を確保するために、天井材等の内装材、外装材、照明器具、家具等の非構造部材の破損・脱落・転倒について、積極的な対策を講ずること。

エ 「宮水」の保全

- ・ 事業用地は、宮水地帯に位置することから、既存施設の解体撤去業務及び第二庁舎等の建設業務の実施にあたっては、下記事項を遵守する他、地下水の水量・水質の保全に配慮したうえで、宮水保存調査会と協議を行いながら業務をすすめること。
 - (a) 不透水層までのシートパイルによる遮水の後、地下工事を進める工法を採用すること。
 - (b) また、北側から流れてくる宮水を南側へ通すための、砕石による「透水路」をシートパイルと建物地下外壁の間および地下ピットの一部に地下 2～5m のレベルの宮水帯水層に沿って計画する。

オ 既存樹木の保全

- ・ 事業用地内には、西宮市「自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づき指定された保護樹木であるクスノキが 2 本存在することから、保護樹木の保全に配慮した設計・施工の工夫を行うこと。
- ・ さらに、教育委員会庁舎敷地のクスノキについては、西宮市指定文化財（天然記念物）にも指定されており、特段の配慮が必要なことについて留意すること。

カ 施工段階における各種申請業務

- ・ 工事实績情報サービス（CORINS）に基づき「工事カルテ」を作成し、市の確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請を行うこと。
- ・ その他施工段階における関係機関への届出手続き等は、遅滞なく事業者が行うこと。
- ・ 上記における申請料は、事業者の負担とする。

キ 写真撮影

- ・ 工事写真の撮影は、最新版の「工事写真の撮り方（建築編）（建築設備編）」（社団法人公共建築協会）に準ずるものとし、撮影箇所・提出方法等については、市と協議のうえ決定すること。
- ・ 本庁舎屋上から、事業用地全体の定点・定期撮影を実施すること。撮影箇所・提出方法等については、市と協議の上決定すること。

ク 工程計画

- ・ 事業者は実施設計完了届提出後 5 日以内に、工事着手届（建設工事）及び建設業務工程表、その他必要な書類を市に提出するとともに、すみやかに現場施工に着手すること。

- 平成 33 年 2 月末までに第二庁舎等の建設業務を完了し、工事完成検査に合格したうえで、平成 33 年 3 月末までに第二庁舎等を市に引き渡すこと。

ケ 作業日・作業時間

- 工事の作業日・作業時間については、下記の考え方を目安とするが、工事着手前に市、近隣等と十分に確認・調整を行い、対応を決定するものとする。(近隣等との協議により、変更される可能性があることに留意すること)
 - (a) 作業時間は、概ね午前 8 時 00 分から午後 5 時 30 分までを基本とするが、詳細は協議のうえ決定すること。
 - (b) 大きな騒音・振動を伴う作業は、午前 9 時から午後 5 時までとする。
 - (c) 通勤・通学時間帯での大型車両の通行などは、安全確保に十分配慮すること。
 - (d) 日曜日、祝日は休日とし、作業を行う場合は監督員と協議すること。
 - (e) 土曜日に作業を行う場合は、市の了解を得たうえで、騒音、振動、車両運行等により周辺住民の生活環境に及ぼす影響に配慮し、合理的な範囲の対策を実施しつつ作業を行うこと。
 - (f) 日曜日、祝日に作業を行う場合は、音の出る作業を行わない、事前に近隣等に連絡する等、周辺住民に十分配慮して行うこと。
- 監督員の立会日及び検査日は、原則として平日とする。
- 事業者は、地域行事に配慮し、作業日時を調整すること。
- 上記で作業を認めている期間及び日時においても、監督員は指示により作業日時などを制約することがある。その場合、事業者はこれに従わなければならない。

コ 工事車両の通行

- 工事車両の通行は、工事の各段階において、近隣施設利用者、周辺住民等の安全を十分確保した計画とし、事前に市との十分な協議・調整を行うこと。
- 工事車両の運行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と打合せを行い、運行速度や適切な交通整理員の配置、案内看板の設置、道路の清掃など、十分に配慮すること。
- 交通整理員は少なくとも敷地出入口ごとに 1 名以上配置すること。また主要資材搬入時など、特に工事車両の運行量が増加する場合は、幹線道路からの進入経路上に交通整理員を追加配置するなどして、安全管理を徹底すること。
- 工事車両は事業用地内に駐車すること。構内に駐車できない場合は、適切な駐車場を確保すること。
- 場内にて洗車場を設け工事車両の泥洗浄を行うこと。公道を汚した場合は速やかに清掃を行うこと。

サ 工事現場の管理等

- ・ 現場事務所を設置し、現場職員を1名以上常駐させ、作業期間中何時においても連絡が取れる状態を確保すること。なお、事業用地内で現場事務所の設置が困難な場合は、監督員と協議の上、事業用地近隣において現場事務所を確保すること。
- ・ 建設工事を実施する範囲を仮囲いで確実に区画し、区画外に建築資材の仮置きや駐車を生じさせないこと。
- ・ 市が使用を承諾した期間、善良なる管理者の注意義務をもって、工事範囲内の管理を行うこと。
- ・ 周辺地域の環境に配慮して、作業環境の改善、作業現場の美化等に努めること。
- ・ 夜間等における不法侵入を防止するなど、工事範囲内の保守管理を行うこと。

シ 施工中の安全管理

- ・ 施工中の安全管理に関しては「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めるものとする。
- ・ 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取り扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止処置を講じるものとする。
- ・ シンナー等の管理については、工事現場・倉庫などでの保管を厳重に行い、また車両に積載した状態でその場を離れる場合は、盗難防止措置を講じること。
- ・ 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その内容を監督員に報告すること。

ス ダンプトラック等による過積載等の防止

- ・ 事業者は、過積載防止の担当者を定め過積載防止に努めるとともに、市が指示する車両に関し、トラックスケール等により積載重量を確認し、市に報告すること。

セ 工事保険等

- ・ 事業者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）などを対象とする建設工事保険及び請負業者賠償責任保険などに加入し、その証書の写しを本市に提出すること。
- ・ 建設工事保険の保険金額は、本工事の契約もしくは本工事の契約額のうち本市が

施工業務にかかる費用であると認められた金額を保証できるものとする。

- ・ 保険期間は工事着工日から工事目的物引渡しの日までとする。
- ・ 工事保険などに必要な一切の費用は事業者の負担とする。

ソ 書類の提出

- ・ 事業者は、「事業者が提出する書類」に掲げる書類のうち建設業務に係る書類を、請負契約締結後、適切な時期に市に提出し、承諾を得ること。提出時期については、市の指示に従うこと。
- ・ 電子納品については、「西宮市営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（工事編）」に従うこと。

タ 市が別途契約する工事監理者等との連絡調整

(ア) 工程会議等の開催

- ・ 事業者は、工程などについて協議検討するため、原則として毎週 1 回以上、監督員立会いのもと工程会議を行う。

(イ) 工事監理者との連絡調整

- ・ 事業者は、建設業務期間中、市が別途契約する工事監理者との連絡調整を行い、工事監理業務が円滑に実施できるように協力すること。
- ・ 事業者は、市又は工事監理者の求めに応じて、随時、施工状況に関する説明を行い、基本設計及び実施設計意図が適正に施工内容に反映されるよう留意すること。

(ウ) 関係者協議会の開催

- ・ 事業者は、建設期間中において、実施設計者の施工段階における監修や工事監理が円滑に連絡調整することを目的として、関係者協議会を、原則として毎月 2 回開催する。
- ・ 関係者協議会には、市、工事監理者、実施設計者、施工者及び本事業に関連する業務実施主体が参加するものとする。

チ 瑕疵点検

- ・ 事業者は、第二庁舎等の 1 年経過時点、2 年経過時点で、市の立会いのもとで、第二庁舎等の瑕疵点検を実施すること。
- ・ 検査の結果、施工上の瑕疵が確認された場合、事業者の責任及び費用により当該瑕疵を補修すること。

5 その他関連業務

(1) 関連事業との連絡調整

- ・ 事業者は、第二庁舎等の建設業務期間中に、市が別途発注する関連事業（以下、「関連事業」という。）について、連絡調整を行い、本事業及び関連事業が円滑に進むように努めること。
- ・ 関連事業の詳細は、別添資料6「基本設計図書」に示す通りとする。
- ・ 第二庁舎を平成33年4月以降から供用開始するために、第二庁舎整備期間中に、関連事業で整備を予定しているシステム等の設置・調整を建設中の第二庁舎内で実施する必要がある。事業者は、建設中の第二庁舎内で、関連事業の設置・調整業務に支障が出ないよう、市及び関連事業の受注業者と十分な調整を図ったうえ、建設業務の実施に努めること。
- ・ なお、市が別途発注を予定している業務は以下の通りである。
 - 情報システム整備
(第二庁舎内のネットワーク整備、第二庁舎と本庁舎間のネットワーク整備、サーバーールームとしての基本機能の整備、電算棟機能の第二庁舎への移設、現電算棟設備機器撤去)
 - 消防システム移設
(消防デジタル無線移設、高所カメラ伝送装置移設、フェニックス防災システム移設、兵庫県衛星通信ネットワーク移設、路面冠水警報装置移設)
 - 消防緊急情報システム整備
 - 防災情報システム整備
 - 既存防災システム移設
(防災行政無線、フェニックス防災システム端末、防潮門扉遠隔操作端末、衛星通信設備移設、その他防災情報通信機器類)
 - ガス引込みに伴うエネルギーサービス事業
(コージェネレーションシステムの設置、本庁舎側への排熱利用配管の整備、配管経路接続に伴う既存改修を含む。ただし、これらの実施設計は本事業を含む。)

(2) 什器備品調達、設置

- ・ 事業者は第二庁舎等の建設業務完了後から引渡しまでの期間に、別添資料6「基本設計図書」の什器・備品リストに指定する備品を調達し、別添資料6「基本設計図書」の什器備品レイアウト図に基づき設置すること。
- ・ また、上記リストの什器・備品と同品質以上であることを市が認める場合は、上記リスト以外の什器・備品への変更を可とする。

- ・ 事業者は、什器備品調達・設置を行う前に、市と協議を行い、別添資料6「基本設計図書」の什器・備品リストに示す内容に追加・変更等がないか確認を行い、軽微な変更があった場合は対応すること。
- ・ 運搬時の滅失、損傷その他事故ならびに建物の損傷で、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害は、直ちに監督員に連絡し、修理もしくは同等品に取り替えること。
- ・ 運搬方法、順序等について、監督員と事前に十分な打合せを行い、必要に応じて業務内容説明書及び工程表を作成し、承諾を得ること。

(3) 資料等の作成

- ・ 事業者は、市が議会や市民等に向けて本事業の内容に関する説明・広報を行う場合、市の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、説明に協力するものとする。
 - (説明・広報に必要な資料)
 - ・ 透視図
 - ・ その他市が必要と認める説明・広報に必要な資料
- ・ 事業者は、供用後の第二庁舎の施設運用方法及び維持管理方法について本市と協議し、維持管理に必要な資料として、下記資料を作成すること。
 - (維持管理に必要な資料)
 - ・ 長期修繕計画書
 - ・ エネルギー使用量予測書
 - ・ 積載荷重一覧表
 - ・ 固定資産管理用資料
 - ・ 総合維持管理業務仕様書
 - ※書式については、国土交通省「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」を参照し、書面にわかりやすくまとめること。
 - ・ その他市が必要と認める維持管理に必要な資料
- ・ 「第2.4(3)キ写真撮影」で撮影した工事写真や本庁舎屋上から事業用地全体の定点・定期撮影を行った写真等を活用し、「市庁舎建設記録(仮称)」を作成すること。「市庁舎建設記録(仮称)」の作成にあたっては、編集内容について、監督員と十分に協議し、作成すること。